

○白井市災害見舞金等支給規則

平成10年3月30日

規則第9号

〔注〕平成19年3月から改正経過を注記した。

改正 平成15年3月27日規則第14号

平成19年3月30日規則第14号

平成24年7月6日規則第30号

平成26年9月30日規則第29号

（目的）

第1条 この規則は、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金及び災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、被災者の更生意欲を促進し、市民生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は火事若しくは爆発による被害をいう。
- (2) 市民 災害による被害を受けた当時、本市に居住し、本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録されている者をいう。
- (3) 世帯 住居及び生計を共にする者で構成する実際の生活単位をいう。ただし、一の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む2親等以内の親族については、当該世帯と同一の世帯を構成する者とみなす。
- (4) 住家 市内に存する建物で、現に自己の居住の用に供しているもの又は居住のために他の者に使用させているものをいう。
- (5) 非住家 家屋課税台帳に登録されている住家以外の建築物で、市民自らが所有し、現に自営のために使用している主たる店舗、工場及び事務所をいう。ただし、倉庫、物置、車庫及び軽作業場等の従たるものは、除くものとする。
- (6) 死亡 災害発生の日から3月以内に、当該災害に伴う傷病が原因で死亡したものをいう。
- (7) 傷害 災害により負傷した場合をいう。
- (8) 遺族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、養父母、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

（一部改正〔平成24年規則30号〕）

（災害見舞金等）

第3条 災害見舞金等の種類、被災対象被害及び支給を受けることのできる者は、次の各号に掲げるとおりとし、災害見舞金等の額及びその支給基準等は、別表

に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 住家被災見舞金 住家に被害が生じた場合 世帯主又はこれに準ずる者
- (2) 住家被災特別見舞金 他の者の居住のために使用している住家に被害が生じた場合 所有者
- (3) 非住家被災見舞金 非住家に被害が生じた場合 事業主又はこれに準ずる者
- (4) 傷害見舞金 災害により負傷した場合 本人
- (5) 災害弔慰金 災害により死亡した場合 遺族

2 複数の災害が重複して発生した場合の災害見舞金等は、災害見舞金等の額が多い方を支給するものとし、重複支給は行わないものとする。

3 遺族への災害弔慰金の支給順位は、前条第8号に掲げる順序によるものとし、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(届出)

第4条 災害見舞金等の支給を受けようとする者は、災害見舞金等受給対象被害届出書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、被害の状況を把握できると認めたときは、前項の規定にかかわらず、災害見舞金等受給対象被害届出書の提出を求めないことができる。

(災害見舞金等の支給)

第5条 市長は、災害が発生した場合又は前条第1項の届出があった場合において災害見舞金等を支給しようとするときは、速やかに被害の状況を調査し、災害見舞金等支給調書(別記第2号様式)を作成の上、第3条第1項に規定する災害見舞金等を被災者又はその遺族に対し支給するものとする。

(支給の制限)

第6条 市長は、災害が次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金等を支給しないものとする。

- (1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたとき。
- (2) 被災者の故意又は重大な過失によるとき。
- (3) 第3条第1項第2号に規定する住家被災特別見舞金の支給を受ける者が国、地方公共団体又は法人のとき。

(一部改正〔平成26年規則29号〕)

(災害見舞金等の割増)

第7条 被害を受けた世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合における第3条第1項第1号及び第4号に規定する災害見舞金等は、当該各号に該当する見舞金等の額に100分の150を乗じて得た額を支給するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく被保護世帯及び要保護世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づく母子及び父子並びに寡婦の世帯のうち市民税の所得割額がない世帯で、かつ、固定資産のない世帯又は住居若しくは住居とその宅地以外に固定資産のない世帯
- (3) 65 歳以上の独居及び高齢者のみの世帯のうち市民税の所得割額がない世帯で、かつ、固定資産のない世帯又は住居若しくは住居とその宅地以外に固定資産のない世帯
- (4) 重度の心身障害者世帯（独居及び世帯主が重度の心身障害者）のうち市民税の所得割額がない世帯で、かつ、固定資産のない世帯又は住居若しくは住居とその宅地以外に固定資産のない世帯
- (5) その他市長が災害見舞金等の割増の必要があると認めた世帯
（一部改正〔平成 26 年規則 29 号〕）
（災害見舞金等の返還）

第 8 条 市長は、偽りその他不正の手段により災害見舞金等の支給を受けた者があるときは、既に支給した見舞金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 14 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 14 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 30 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 29 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

種類	被害の程度	支給基準	見舞金等の額
住家被災見舞金	全壊・全焼	1世帯につき	50,000円
		1世帯3人以上の場合で1人増すごとに	10,000円
	半壊・半焼	1世帯につき	30,000円
		1世帯3人以上の場合で1人増すごとに	5,000円
	一部破損・部分焼	1世帯につき	10,000円
	床上浸水	1世帯につき	20,000円
	消火活動による冠水	1世帯につき	10,000円
住家被災特別見舞金	全壊・全焼	1棟につき	20,000円
	半壊・半焼	1棟につき	10,000円
非住家被災見舞金	全壊・全焼	1棟につき	20,000円
	半壊・半焼	1棟につき	10,000円
傷害見舞金	入院2週間以上と診断されたとき	1人につき	10,000円
災害弔慰金	死亡	1人につき	50,000円

備考

- 1 全壊・全焼建物が滅失したもので、具体的には損壊、流出又は焼失等した部分の床面積が、その住家及び非住家の延床面積の70パーセント以上に達したもの又はこれには達しないが、残存部分に補修等を加えても再び住家及び非住家として使用することができない程度のものをいう。
- 2 半壊・半焼損壊、流出又は焼失等した部分の床面積が、その住家及び非住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもので、残存部分に補修等を加えることによって再び住家及び非住家として使用することができる程度のものをいう。
- 3 一部損壊・部分焼損壊、流出又は焼失等した部分が、全壊・全焼及び半壊・半焼程度に至らないもので、補修等を必要とする程度のものをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度、雨樋が一部破損した程度のごく小さなもの又はぼや（建物の焼失した部分の床面積が10パーセント未満のもので、かつ、焼損床面積が1平方メートル未満のもの又は収容物のみを焼損したものをいう。）を除くものとする。
- 4 床上浸水住家の床より上に浸水したもの及び土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。